

## 許可・認定等の申請手数料一覧(令和8年4月1日)

許可・認定等の種類	関係条文 (建築基準法)	手数料(円) (総社市手数料条例)	番号
仮使用認定	第7条の6第1項第1号、第2号、第18条第38項第1号、第2号	134,900	5
道路の位置の指定	第42条第1項第5号	56,300	6
敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る建築認定	第43条第2項1号	30,500	7
敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る建築許可	第43条第2項2号	37,200	8
公衆便所等の道路内における建築許可	第44条第1項第2号	37,200	9
道路内における建築認定	第44条第1項第3号	30,500	10
公共用歩廊等の道路内建築物の許可	第44条第1項第4号	184,800	11
壁面線外における建築許可	第47条	184,800	12
用途地域における建築等許可	第48条	200,400	13
用途地域における建築等許可(意見の聴取及び建築審査会の同意が不要な場合)	第48条(第16項第1号に該当する場合)	130,900	
用途地域における建築等許可(建築審査会の同意が不要な場合)	第48条(第16項第2号に該当する場合)	173,200	
特殊建築物等の敷地の位置の許可	第51条	184,800	14
容積率の床面積不算入に係る認定	第52条第6項第3号	30,500	15
容積率の特例許可	第52条第10項、第11項、第14項	184,800	16
建蔽率に関する特例の許可	第53条第4項、第5項	37,200	17
建蔽率の制限の適用除外に係る許可	第53条第6項第3号	37,200	18
建築物の高さの特例認定	第55条第2項	30,500	20
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内における建築物の高さ制限の許可	第55条第3項、第4項	184,800	21 22
日影による建築物の高さ制限の特例許可	第56条の2第1項	184,800	23
高架の工作物内に設ける建築物の高さ制限の適用除外認定	第57条第1項	30,500	24
総合設計制度による容積率及び建築物の高さ制限の許可	第59条の2第1項	184,800	30
地区計画等の区域内の建蔽率の特例の認定	第68条の5の6	30,500	46
予定道路に係る容積率の特例の許可	第68条の7第5項	184,800	47
仮設興行場等の建築許可	第85条第6項	134,900	48

許可・認定等の種類	関係条文 (建築基準法)		手数料(円) (総社市手数料条例)	番号	
1年を超えて使用する特別の必要がある 仮設興行場等の建築許可	第85条第7項		163,000	49	
一団地の総合的設計に関する特例の認定	第86条第1項	棟数2以下	85,800	50	
		棟数3以上	85,800+ (棟数-2) × 30,600		
連担建築物設計に関する特例の認定	第86条第2項	既存 除	棟数1	85,800	51
			棟数2以上	85,800+ (棟数-1) × 30,600	
一団地の総合的設計と総合設計に関する 特例の許可	第86条第3項		棟数2以下	260,000	52
			棟数3以上	260,000+ (棟数-2) × 30,300	
連担建築物設計と総合設計に関する特例 の許可	第86条第4項	既存 除	棟数1	260,000	53
			棟数2以上	260,000+ (棟数-1) × 30,300	
一敷地内認定建築物以外の建築物の新 築又は一敷地内認定建築物の増築等の 認定	第86条の2第1項		棟数1	85,800	54
			棟数2以上	85,800+ (棟数-1) × 30,600	
一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許 可建築物以外の建築物の新築又は一敷 地内認定建築物若しくは一敷地内許可建 築物の増築等の許可	第86条の2第2項、第 3項		棟数1	260,000	55
			棟数2以上	260,000+ (棟数-1) × 30,300	
一の敷地とみなすこと等による制限の緩 和に係る特例の認定又は許可の取消し	第86条の5第1項		7,100+ 現に存する棟 × 13,200	56	
一団地の住宅施設に関する都市計画に基 づく容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又 は高さの制限の適用除外の認定	第86条の6第2項		30,500	57	
既存の一の建築物について二以上の工事 に分けて増築等を含む工事を行う場合の 当該二以上の工事の全体計画認定	第86条の8第1項		30,500	58	
既存の一の建築物について二以上の工事 に分けて増築等を含む工事を行う場合の 認定を受けた全体計画の変更に係る認定	第86条の8第3項		30,500	59	
既存の一の建築物について二以上の工事 に分けて用途の変更に伴う工事を行う場 合の当該二以上の工事の全体計画認定	第87条の2第1項		30,500	60	
既存の一の建築物について二以上の工事 に分けて用途の変更に伴う工事を行う場 合の認定を受けた全体計画の変更に係る 認定	第87条の2第2項		30,500	61	
建築物の用途を変更して興行場等として 使用することについての許可	第87条の3第6項		134,900	62	
建築物の用途を変更して特別興行場等と して使用することについての許可	第87条の3第7項		163,000	63	
建築物の敷地と道路との関係に関する制 限の適用除外に係る大規模の修繕又は大 規模な模様替の認定	政令第137条の12第11項		30,500	70	
道路内における建築の制限の適用除外に 係る大規模な修繕又は大規模な模様替の 認定	政令第137条の12第12項		30,500	71	

<お問合せ先>

総社市建設部建築住宅課建築指導係

TEL:0866-92-8289